

北海道告示第10660号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業は、新型コロナウイルス感染症に関して、自宅療養者等の療養体制の課くを行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。	地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）のうち知事が適当と認める者	新型コロナウイルス感染症に関して、自宅療養者等の療養体制の確保を行うために必要な職員手当等、報酬、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課		
2 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業は、軽症者等について、宿泊療養を行う場合、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運	地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業の実施に必要な賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（原則、リースで対応すること）、補助及び交付金、往診等に要する経費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第475号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第475号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 宿泊療養係		

<p>営等を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>								
<p>3 PCR等検査無料化推進事業費補助金 1 ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 健康上の理由等により、新型コロナワクチンを接種できない者のうち、感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して、ワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組みにおいて必要な検査に要する費用を無料とするため、実施事業者に対して補助する事業 2 感染拡大傾向時の一般検査事業 感染リスクが高い環境にある等により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、知事の検査受検要請に応じて受検した検査に要する費用を無料とするため、実施事業者</p>	<p>1 医療機関 2 衛生検査所 3 薬局 4 ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者 5 市町村</p>	<p>1 ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び 感染拡大傾向時の一般検査事業 ・無料検査に係る検査キット原価等（検査キット代、検体採取容器代、包装費、検査費用（PCR検査等の場合）、結果通知費用（PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）、検体管理費用（PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）、往復送料（復路送料はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）、製造・検査拠点における販売管理費等 ・無料検査を実施する上での各種経費 2 検査体制整備支援事業 検査実施に当たり必要な検査体制整備等に要する次の経費 (1)検査場所を借り上げた際の賃料又はリース料。ただし、令和4年度にかかる項目の補助実績がある検査場所の借り上げに限る。 (2)検査のために購入した防護服、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル (3)その他知事が特に認めた経費</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の15号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		

<p>に対して補助等する事業</p> <p>3 検査体制整備支援事業</p> <p>1及び2の事業の開始に当たっての初期投資等、検査実施に当たり必要な検査体制整備等のために実施事業者に対し補助等する事業</p>							
<p>4 北海道老人福祉施設等整備事業（非常用自家発電設備等）</p> <p>平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」第3により、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するために、北海道が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助をする。</p>		<p>次に掲げる経費については補助の対象としない。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>		<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第4号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>
<p>(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備さ</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その</p>				

		<p>れるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人							
イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人							
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							

<p>A型及びB型であつて、定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p>								
<p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(2) 高齢者施設等の水害対策強化事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであつて知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					

		事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。						
ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人							
イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人							
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							

	策強化事業								
	オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(3)	高齢者施設等の給水設備整備事業	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)						
	ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人							
	イ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の	市町村、社会福祉法人							

<p>規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>								
<p>ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>(4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業</p>		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施</p>	<p>4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p>					

		工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人							
イ 上記以外の老人短期入所施設	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
ウ 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							

対策強化事業								
エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
オ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
カ 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
キ 老人福祉法第5条の2第31項の規定により設置する通所介護事業所に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
ク 老人福祉法第15条第5項の規定により	市町村、社会福祉法人、その他知							

設置する老人福祉センター（老人福祉施設付設作業所を含む。）に係る防犯対策及び安全対策強化事業	事が認めた者							
ケ 老人福祉法第20条の7の2の規定により設置する老人介護支援センターに係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
コ 在宅複合型施設に係る防犯対策及び安全対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
(5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	10分の10以内	(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)				
ア 老人福祉法(昭和3	市町村(札幌市、							

<p>8年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない)に係る換気設備の設置経費支援事業</p>	<p>旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人</p>							
<p>イ 上記以外の老人短期入所施設</p>	<p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>ウ 老人福祉法第15条第2項の規定により設置する老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されるものを除き、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者</p>							
<p>エ 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業</p>	<p>市町村、社会福祉法人</p>							
<p>オ 老人福祉法第15条</p>	<p>市町村、社会福</p>							

	第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	社法人、その他知事が認めた者							
	カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
	キ 介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
	ク 老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者							
5	医療的ケア支援事業 日常的に医療的ケアを	市町村(札幌市、旭川市及び函館市)	医療的ケア支援事業に必要な経費(扶助費)	2分の1以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す		

<p>必要とする障がい児(者)について、社会活動への参加を確保するため、訪問看護ステーション等の看護師を活動場所へ派遣することにより、障がい児(者)の福祉の増進を図る。</p>	<p>を除く。)</p>		<p>(寄附金その他の収入金があるときは補助金の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第249号様式 保福第250号様式 別に指定する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第249号様式 保福第250号様式 別に指定する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>	<p>る日</p>	
--	--------------	--	--	---	--	---------------------------------------	-----------	--